

(案)

流山都市計画生産緑地地区の変更（流山市決定）

流山都市計画生産緑地地区中第69号三輪野山八幡前第1生産緑地地区ほか16地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生産緑地名		
69	三輪野山八幡前第1	約 0.24 ha	一部廃止 △約 0.07ha
80	平和台5丁目第2	— ha	廃止 △約 0.05ha
105	鰯ヶ崎高田第2	— ha	廃止 △約 0.10ha
158	西初石5丁目第3	約 0.2 ha	一部廃止 △約 0.10ha
171	十太夫第7	約 0.13 ha	一部追加 約 0.00 ha (50.05 m ²)
190	市野谷立野第1	— ha	廃止 △約 0.09ha
201	市野谷中嶋第2	— ha	廃止 △約 0.22ha
202	市野谷中嶋第3	— ha	廃止 △約 0.06ha
203	市野谷宮後	約 0.13 ha	一部廃止 △約 0.02ha
206	市野谷地藏谷ツ第1	約 0.98 ha	一部廃止 △約 0.02ha
207	市野谷地藏谷ツ第2	— ha	廃止 △約 0.12ha
209	市野谷梶内第1	— ha	廃止 △約 0.41ha
211	市野谷梶内第3	— ha	廃止 △約 0.06ha

2 2 7	古間木山王	約 2.88 ha	一部廃止 △約 0.12ha
2 5 1	前平井糸ぼうち第 2	約 0.24 ha	一部廃止 △約 0.38ha
3 0 6	木前田第 7	約 0.14 ha	一部廃止 △約 0.16ha
3 2 3	木神明第 4	— ha	廃止 △約 0.10ha
合 計		約 4.94 ha	一部追加 約 0.00ha 一部廃止 △約 0.87ha 廃止 △約 1.21ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

- 1 生産緑地法第 1 4 条の規定に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたことにより変更するもの。
- 2 流山市生産緑地追加指定申請書が提出され、生産緑地地区の追加指定に関する流山市の基本方針及び指定基準に適合していることから、追加指定するもの。